

令和 6 年 1 月 24 日
海事局 安全政策課**小型旅客船等へ安全設備を導入する際の補助金公募期間を延長します！**

小型旅客船等への安全設備の早期導入を図る目的で実施中の「小型旅客船等安全対策事業費補助金」について、公募期間を延長します。

令和 4 年 4 月 23 日に発生した知床遊覧船事故を受けて開催された知床遊覧船事故対策検討委員会において、

- ・ 改良型救命いかだ等
- ・ 業務用無線設備（携帯電話を除く）
- ・ 非常用位置等発信装置

といった安全設備の導入が必要とされました。

これらの安全設備の早期導入を図るため、「小型旅客船等安全対策事業費補助金」を実施しておりますが、今般、本補助金の**公募期間を令和 6 年 1 月 31 日から延長し、令和 6 年 10 月 31 日まで**とすることと致しました（補助対象設備、補助対象船舶の変更はありません。）。詳細は下記及び別添のとおりです。

記

【補助対象設備】

- ・ 改良型救命いかだ等（改良型救命いかだ、改良型内部収容型救命浮器）
- ・ 業務用無線設備（VHF 無線電話、MF 無線電話等）
- ・ 非常用位置等発信装置（衛星非常位置指示無線標識（EPIRB）、船舶自動識別装置（AIS））

【補助対象船舶】

一定の条件を満たす航行区域を有する以下の船舶

- ① 旅客定員 13 名以上の船舶（遊漁船を除く）
- ② 旅客定員 12 名以下の船舶のうち、海上運送法の適用を受ける事業者が使用する船舶

※遊漁船に対する補助は水産庁にお問い合わせください。

【申し込み方法及び問い合わせ先】

申し込み方法及び制度の詳細、お問い合わせについては、こちらをご覧ください。

「小型旅客船等安全対策事業費補助金」事務局

公募期間： 令和 5 年 4 月 26 日（水）～**令和 6 年 10 月 31 日（木）**

※補助金申請額が予算上限に達し次第、交付申請の受付を終了します。

※業務用無線設備、非常用位置等発信装置への補助については、定期検査等の時期に応じて補助条件が異なります（一部の船舶については、公募期間が短くなります。）。詳細は補助金事務局 HP をご覧ください。

URL : <https://marine-safe.jp/marine-safe/>

電話 : 050-3093-4819（受付時間 10:00～17:00 土・日・祝・年末年始を除く）

メール : info@marine-safe.jp（受付時間 24 時間）

【問い合わせ先】

海事局 安全政策課 川崎・植田
（内線 43-515、43-528）
代表：03-5253-8111
直通：03-5253-8631

小型旅客船等安全対策事業費補助金の概要

課題・目的

- 知床遊覧船の事故においては、小型船舶等の安全設備に関し、以下が課題となった。
 - ・ 水温が低い海域を航行する船舶の救命設備について、水中での救助待機を前提とする救命浮器と救命胴衣のみとすることの妥当性
 - ・ 携帯電話がつかない可能性がある地域であっても、海難発生時に確実に救助要請を実施できる設備の搭載
- これを受け、知床遊覧船事故対策検討委員会において、以下の安全設備について早期搭載の促進が必要とされた。
 - ・ 水中での救助待機が不要で、荒天時に落水せずに乗り移りが可能な改良型救命いかだ等
 - ・ 海陸上との間で常時通信できる業務用無線設備(携帯電話を除く)
 - ・ 海難発生時に救難信号及び自船位置情報を発信する非常用位置等発信装置



事業概要

○次に掲げる安全設備を導入する事業者に対する補助。

1. 改良型救命いかだ等の導入

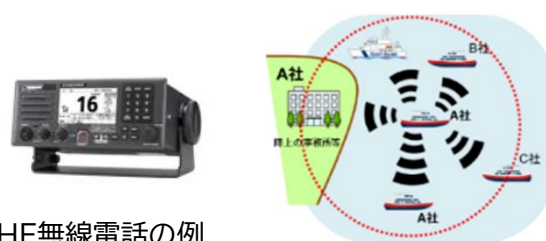
- ✓ 乗り移り時の落水危険性を軽減する措置が講じられた救命いかだ等(改良型救命いかだ等)の導入



改良型救命いかだ等の例

2. 業務用無線設備の導入

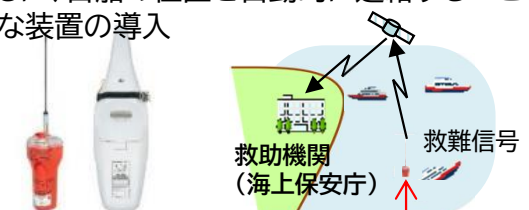
- ✓ 周囲の複数の船舶等との連絡が可能な業務用無線設備の導入※



VHF無線電話の例

3. 非常用位置等発信装置の導入

- ✓ 浸水時に衛星を通じて救助機関に救難信号を送るとともに、自船の位置を自動的に連絡することが可能な装置の導入



非常用位置等発信装置の例

非常用位置等発信装置

※法定の無線設備として導入する場合には、通信の相手方として、申請者が開設する海岸局又は構成員とされる法人若しくは団体の海岸局が必要

公募期間

令和5年4月26日(水)～令和6年10月31日(木)

※業務用無線設備は、令和6年4月1日以降最初の定期的検査(定期検査、中間検査)までに購入したものに限る。(海上運送法の適用を受ける旅客定員12人以下の船舶を除く)
非常用位置等発信装置は、令和6年4月1日以降最初の定期検査までに購入したものに限る。(海上運送法の適用を受ける旅客定員12人以下の船舶を除く)